

第3回検討会 委員発言要旨

《消研資料関係》

田村委員

- 飛び火、延焼火災というものの定義は何か。一般用語なのか。
- (消研) 飛び火はどちらかという一般用語、火の粉も含めて呼んでいる。
- (室崎座長) 飛び火は固形物が、飛んできて直接熱が伝わる（伝熱）によって燃えたと思うが、あまり定義とかはない。
- 酒田大火は木造密集地域か。湿度はあるが、雨の状況とかはどのようになっていたのか。
- (消研) 手元に資料はない、整理してまた説明
- 酒田の延焼区域は必ずしも木造住宅の密集地ばかりではない。後段の資料を検討する上でも大事になる。
- 酒田大火も事例として含めて議論すべきなのか、考える上でも比較として資料がほしい。

大宮委員

- 今回、糸魚川では、飛び火現象が多く見られた時間帯に雨が降っていなかったようであるが、飛び火現象に着目する場合、雨の影響が少なからずあるのではないか。今回の酒田大火の資料では、降雨量について示されていないが、大火の事例で降水量と飛び火の関係のデータが乏しい状況にあり、酒田大火に関する資料の中で、それら関係を整理できるのであればお願いしたい。
- 糸魚川の事例を踏まえ、今後、例えば、予備注水の量を決める時の参考になるかもしれない。
- (消研) 現在の実験の中心は、火の粉の着火の仕組み、予備散水の影響も検証してまいりたい。風速との関係もまだ整理はできていない。降水についてもどの程度まとめられるかわからないが、今後の課題としたい。
- 濡れの程度で着火しやすいかどうかの研究も最近出てきている。
- (室崎座長) 予備注水などの効果は調べたらよいが、もうすぐ雨がふるから活動緩めるわけにはいかないので、実践的にできることとの関係で考えてもらえればよいか。

室崎座長

- 酒田は飛び火もあるが、延焼が主流、糸魚川は飛び火が主流。少し状況が違うように思う。酒田と糸魚川の共通性と違いについて整理したほうがよいのではないか。
- (消研) 整理する。

小林委員

○ 酒田大火の他の資料と飛び火や延焼の状況が違っている。いろんな研究を参考にしても
らいたい。

→ (消研) 整理する。

《議事関係》

田村委員

○ 防災は「予防力」「予測力」「対応力」だ。「予測力」については、火災発生後にシミュ
レーションでリアルタイムに予測ができるのではないか。

○ 「対応力」については、

- ・「木造」「密集」「風」「湿度」を踏まえて、どう対応できるかということ。
- ・応援を受けている時に誰が指揮するのか。
- ・現場と後方の関係の整理。
- ・応援は、近い者はすぐに行くというだけでなく、特殊な資機材を持つ本部は遠くても出
るという考え方の整理。

こうした構成をまず整理する必要。

→ (室崎座長) 課題については事務局で一定整理していたが、

(1) 消防力

- ・ まず、発見・通報の遅れがあって大きな火事になった。
- ・ 消防力の基準どおりなら延焼防げるはずであり、多少延焼してもきちんと囲んで注
水できていれば、2棟3棟なら防げる。しかし、風という消防障害があった。そこで
応援が必要となった。

(2) 燃え広がっていったのはどうしてか。

- ・ 飛び火が起きたこと。
- ・ 起こす側と受ける側の建物構造
- ・ 飛び火を飛ばす風の状況。

→ (室崎座長) 全体像が見えるように、次回、事務局で整理してほしい。

田中委員

○ アンケート結果について本部規模で分けて分析してもらいたい。

《事前の備え》

浜本委員

○ 7割の本部で強風下の消火活動要領を定めていないのは由々しき問題。弱点を分析して
きちんと定めるべき。

→ (室崎座長) 40年市街地大火がなかったから備えができていなかった。

○ 消防力最適運用システムは、全国どの地域でも設定すれば分析できるのか。

→(関澤委員)延焼シミュレーションは全国どこでもできるが、消防力の最適運用の分析は、個々の消防本部ごとの消防力を入力してカスタマイズしないと使えない。

山崎委員

- 40年大火がなかったことに加えて、今全国の消防の重点が救急に移っているということがポイント。そういう中で、消防の火災に対する心構え、体制をもう一度チェックしなければならない。

《消防水利》

関澤委員

- 消防水利について、不足した際の計画をもっていないのは大きな問題。
- 40トンの防火水槽は1棟2棟の火災を防ぐための水量であり、大火事は防げない。
- 消火のためには筒先の数に見合う水利が必要である、大規模火災の対応を考えるには、部隊を集めることよりも、まず水利の確保が必要。財政支援も必要。

《消防団》

山崎委員

- 隣接からの応援早くするのは体制ととのえてやってもらうのがよいが、いかに応援体制を整えても、到着まで70分かかるのが、5分10分に縮まるものではない。延焼を防ぐには、地元の消防力をどうするかがまず重要。人口減少の中で、常備の消防力の強化にのみ頼るのは難しい。消防団の役割が重要。
- 欧米では地域のコアな消防団が、通常の消防団より役割を強化して、パートタイマーのような位置づけになっており、大きな役割を果たしている。日消が詳しいので情報提供してもらいたい。

→(秋山委員)後日情報提供したい。

- 地域によっては、イベント等で消防団が主力の地域もある。消防団の位置づけの見直しも検討すべき。

月成委員

- 小規模消防の視点から消防力の確保について考えると、初期の対応のためにやはり消防団の強化が必要。消防団にA2ポンプを載せたCD1の配置が必要。

《応援体制》

浜本委員

- 資料5に、応援体制構築のために「都道府県が中心的となって事前調整を行うことが重

要」とあるが、緊援隊というシステムができあがっている中で論点として出した理由は何か。

→ (広域応援室長) 緊援隊よりは小さなスケールで、県内の消防本部で応援する際の調整の役割や水利の確保について県内全体で考える際に都道府県が役割を担う必要があるということ。

○ 資料5に応援体制構築のために「都道府県において災害の状況を随時収集できる体制を構築することが重要」とあるが、火災即報基準が定まっており、既存の体制が整っているのに論点として出した理由は何か。

→ (広域応援室長) 応援判断には情報が大事、そのために県が中心となるべき

→ (応急対策室長) 即報基準は、死者の数とか事後的な性質の報告だったが、糸魚川の火災を踏まえて、報告が必要な場合を付け加えており、今後運用していくもの。現実としては、国や都道府県に情報が来るのが遅いということがあったと思われる。また、そのような事情なので、現状では、即報基準による報告を元に迅速な応援体制がとれているということではないと考えられる。

○ 都道府県は消防の実務運用していない。消防の時間待ったなしの中での応援判断に関わる役割を都道府県が果たせるか。

→ (室崎座長) 小さな消防本部が判断できないから県がリーダーシップとるべきという課題への対応だったが、浜本委員指摘の問題もある。

→ (広域応援室長) 広域自治体の役割として調整という役割は果たしていただきたい。実態としても都道府県の消防防災主幹課に消防本部から職員が派遣されている例もあるので実務が全くわからないということもないと思われる。また、消防組織法43条でも非常事態において都道府県知事が指示を行うことができることが定められている。

○ 落としどころとしては、千葉県内でも行われている通信指令業務の共同運用のような広域的なものをつくっていくためのリードをするのが都道府県の役割ということではないか。

秋山委員

○ 応援については、隣接の消防団の応援ということもあるのではないかと。実際に協定が結ばれている例もある。

月成委員

○ 応援出動にかかる時間については、あくまで糸魚川の事例である。北九州周辺（5万、10万規模の本部がある）なら30分以内に5、6台が出ることも可能かと思われる。この資料が全てではなく、地域の実情によって異なる。

○ 木造密集地域や強風という条件下では大火の可能性があるというのが糸魚川の火災を踏まえてわかったこと。このような条件下にあるかどうかは火災が起こる前にわかっているのだから、要請ではなくて、首都直下のアクションプランの県内版のような自動に応援に行く仕組みや事前の計画を作っておくことが必要ではないか。初動体制が大切。

- 事前の計画作りについては、都道府県に役割を担ってもらいたい。その後に広域での指令や広域化ということもあるだろうが、まずはそのような計画作りが必要ではないか。

《火災気象通報》

田中委員

- 発表状況を見ると火災気象通報が出ている頻度は高いように思う。火災気象通報が頻繁に出ているとすると、それに基づいて体制を変える基準を作ることはハードルが高い。今回の火災は特異な状況ではないのではないか、ということを踏まえると基準の定め方については議論が必要か。
- 広域に火災気象通報が出ている場合もあるのではないかな。細分化する意味があるか。隣接の応援を考える上でも大事な前提条件だと思うので、資料の提供をしてもらいたい。
- (室崎座長) 市民に対する警報と消防の準備は分けて考えないといけない。消防としての火災気象通報の活用方法をきちんと考えないといけない。
- (気象庁) 実際に細分化しても同時発表になるケースはだいぶ多くなると思われるが、実態を調べて報告する。

《火災予防》

山崎委員

- 消防の予防体制の問題について、前回も話した内容だが、大規模な飲食店や高齢者施設等には自動火災報知設備の設置が義務づけられている一方、住宅には住宅用火災警報器の設置が義務づけられており、規制の範囲について、(小規模な飲食店などに設置義務がかからないという意味で)真ん中に穴があいている。全体を火災予防の観点から見たとき、整合性がとれているかどうか気になるが、設置基準について基本的な考え方はあるのか。また、消火装置があれば鍋の空だきによる火災を消せると聞いた。
- (予防課長) 資料8について概略を説明する。ホテルや福祉施設等の就寝用途を伴う施設に加え、夜間における住宅火災の死者数の割合が高いことから、住宅の寝室等に住宅用火災警報器の設置を義務づけるなど、就寝を伴う建物はその火災危険性の高さから延べ面積にかかわらず設置を義務づけるのが基本的な考え方である。なお、火元飲食店においては消火器の自主設置も行われた上で必要な設備の設置等がされていた。詳しくは次回説明する。

《その他》

田村委員

- どんな家を建てておくと延焼にならないのか、ということも国民はしるべきではないか。
- 避難も論点になると考えている。

※次回に向けて

室崎座長

- 論点について抜けている、発言できなかった考えることは、事務局にメールしてもらいたい。
- 補足資料について、次回示してもらいたい。